**平成２３年（フ）第２３７号**
徳島県吉野川市鴨島町喜来389番地８
債務者　藤田　悦子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１５７号**
佐賀県鹿島市大字三河内甲3139番地８
債務者　小山　嬌子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２３年（フ）第１３８号**
宮崎県都城市山之口町山之口2542番地
債務者　中之丸利治
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第１４７号**
宮崎県都城市安久町4315番地２
債務者　鬼束　望美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第２９号**
沖縄県石垣市字登野城473番地４
債務者　赤嶺　松江
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**平成２３年（フ）第１２８号**
福島県伊達市梁川町陽光台１番地１　市住Ｂ―22、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東保142番地12
債務者　天良ひろみ（旧姓前田・高橋・土屋）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第１６９号**
福島市曽根田町７番18号　シティマンション曽根田202号室、従前の住所福島市丸子字御山越41番地の５　高橋方
債務者　大塚　義雄（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第１６３号**
福島県郡山市安積町荒井字鎗ヶ池１番地の61県営住宅07棟010号
債務者　大方　明則
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第１６４号**
福島県郡山市安積町荒井字鎗ヶ池１番地の61県営住宅07棟010号
債務者　大方　雪枝（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第６５号**
長野県伊那市上牧6609番地１　ブランシェ牧102号
債務者　中島　秀二
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
長野地方裁判所伊那支部

**平成２３年（フ）第３０７号**
高知市鴨部１丁目13番１―27号
債務者　小松　由紀
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第３４９号**
高知市山ノ端町40番地　改住13号
債務者　岡林　孝行
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第３６９号**
高知県南国市篠原937番地７
債務者　岡田　美惠
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４３８号**
高知県南国市岡豊町定林寺429番地
債務者　岡林　正枝
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４４１号**
高知市神田1369番地12　コーポ中岡202
債務者　宮本　真紀
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４５６号**
高知市仲田町12番３号　フレグランス102号
債務者　清水　瑠美
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４５７号**
高知市六泉寺町112番地５　第２橘マンション202号室
債務者　山﨑美奈子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４６４号**
高知市一宮しなね１丁目11番２号
債務者　石山　陽彦
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
高知地方裁判所破産係